

岩手県告示第869号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定である。

平成27年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 釜石市両石町第3地割133の5、140の73から140の75まで
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため